

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

ハイブリッド自動車の税率軽減拡充

Q：平成11年度の地方税の改正では、ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置が拡充されたようですが、内容を教えてください。

A：税率から控除する率を、バス・トラックについては2.7%に、その他の自動車については2.2%に拡充されました。

【解説】

内燃機関を有する自動車で併せて電気等を動力源とし廃エネルギーを回収する機能を有することにより自動車排出ガスの抑制に資する自動車（いわゆるハイブリッド自動車）の取得について、税率から、バス・トラックについては2.4%、その他の自動車については2%を控除する特例措置が、平成12年3月31日までの取得に限り講じられています。

平成11年度の自動車取得税の改正において、低公害車の普及が一層求められていること等から、この自動車取得税の特例措置について、税率から控除される率を、バス・トラックについては2.7%に、その他の自動車については2.2%にそれぞれ拡充することとなりました。

ハイブリッド自動車の特例以外にも、自動車取得税について、次のような特例措置の創設等が行われています。

- (1)電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車に係る軽減措置の拡充
- (2)低燃費自動車に係る課税標準の特例措置の創設
- (3)平成12年排出ガス保安基準に適合する自動車に係る税率の特例措置の創設

